



Title	銘木の評価基準と価値設定の研究 : ブランディングの観点から
Author(s)	岡田, 涼子
Citation	デザイン理論. 2019, 73, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71182
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

銘木の評価基準と価値設定の研究 — ブランディングの観点から —

岡田（泊里）涼子

キーワード

銘木 木材 品質 価値 ブランディング

Meiboku, wood, quality, value, branding

はじめに

1. 銘木と一般材の相違点
 - 1-1. 日本農林規格による木材の規定
 - 1-2. 銘木に言及する「素材の日本農林規格」
 - 1-3. 銘木と一般材の流通形態
2. 銘木と一般材の境界線
 - 2-1. 銘木の範囲と識別基準
 - 2-2. 銘木と一般材の関係性
3. 木材の価値
 - 3-1. 木材の実用的価値と有益的価値
 - 3-2. 銘木の付加価値
4. 銘木のブランディングとその性質に関する検討
 - 4-1. 審美性 — 五感的要因
 - 4-2. 稀少性 — 自然的要因
 - 4-3. 地域性 — 風土的要因
 - 4-4. 畏敬性 — 精神的要因
 - 4-5. 慣習性 — 形式的要因
5. 考察

はじめに

木材は太古より各土地固有の文化のなかで、多くの造形物の素材として用いられ、重要視されてきた。とりわけ日本は、森林面積が多く樹木の育成に適した気候であるといわれており、小原二郎は日本の文化を〈木の文化〉とし¹、成田寿一郎は〈木の国〉とする表現において、日本と木材の関係性が深いことを示す論述を残している²。そしてこれらと同様の論述や表現が、他の多くの文献やメディアによっても頻繁に用いられ、現代に至っても尚、木あるいは木材が日本の造形物の特徴や文化の形成に深い関わりを持つものとして、広く認識されていることをあらわしているように感じられる。筆者はさらに、木材は樹木から人の手によって伐り出し生産されるという性質上、それぞれの文化における見識や思想、地域性や宗教観等、人々の内面までもが関与しているものと捉える。そしてそのような特徴が顕著にみられるものとして、

本稿は第230回研究例会（2017年5月13日，於：成安造形大学）での発表に基づく。

銘木があげられると考える。

筆者は2001年より木工家として活動し、2016年より銘木の定義を重要視した文献調査やフィールドワークをおこなってきた。それらは2017年の意匠学会研究例会における研究発表等を経て、別の論稿にまとめている³。筆者がフィールドワークの一環としておこなった銘木商への聞き取り調査（実施2017年）において、定義の曖昧性が銘木の性質を構成する要素として大きな意味を持つことがひとつの解釈として導き出された。その結果からさらに考察を進め、本論稿では特定の木材が単なる素材ではなく銘木とみなされる経緯に着目する。銘木と呼ばれる木材はそうではない木材、いわゆる一般材とは何が違うのか、また品質の優劣の判定においてどの段階から銘木とみなすのか。そしてその判定をおこなう銘木商はどのような観点を持っているのか、①一般材との相違点、②一般材との境界線、③銘木商によるブランディングの観点という3つの論点を置き、曖昧性の根拠も探りながら述べることとする。

第一章ではまず、木材の製品としての評価基準が定められている日本農林規格を調査し、木材の品質規定について整理する。さらに流通形態や市場の特徴にも触れ、銘木と一般材の相違点を探る。第二章において、現在にいたる銘木の概念の形成に大きな影響を残したと考えられる戦中の木材統制への対処策として作成された銘木の識別基準から、一般材と銘木の境界線について考察する。第三章では銘木と一般材の価値の違いについて、筆者が考えるそれらの関係性を図式的に示す。第四章では、銘木は銘木商あるいは消費者や社会的情勢等の要因によってブランディングされた性質を持つという仮定のもと、その観点を導き出し分類をおこなう。最後に第五章では、第一章から第四章までを総括し、銘木の価値を形成する要素やその観点についての考察を述べる。

1. 銘木と一般材の相違点

1-1. 日本農林規格による木材の規定

現在、木材の製品形態は大きく〈一般材〉と〈銘木〉にわけることができる。本論稿では、銘木の性質の特徴を示すために一般的な木材を比較対象として位置づける。また木材とは、主に原木に切削加工のみを行い調整した木材、すなわち木の本来の性質が多く残されている形状のものを指す。

木材は、主に建築や工芸の素材として用いられる。石材や金属等の他の素材と同様に、木材にも製品としての規格が存在し、その特性の優劣によって品質の管理がなされている。農林水産省が制定する日本農林規格は、法律にもとづいた品質保証のための規格であり、現在流通している製品の性質が最も反映されているものと捉え調査をおこなった。日本農林規格の林産物に関する規格のなかの「製材の日本農林規格」⁴では、冒頭にて規格の適用範囲が一般材のみ

である旨が明記されている。さらに一般材は、木材の用途や形状により「造作用製材」「構造用製材」「下地用製材」「広葉樹製材」の四種に分類されており、それぞれの定義も記載されている。「造作用製材」とは、敷居や鴨居、壁等の造作に使用する材を指し、「構造用製材」は建築物の構造耐力上の主要材、「下地用製材」は屋根や床、壁等の下地（外部からは見えない部材）となる木材を指す。また「造作用製材」「構造用製材」「下地用製材」はすべて針葉樹が材料であると定義されている。一方「広葉樹製材」に関しては用途による分類はないが、樹種と板類と角類といった材の形状によって条件がわけられている。

筆者は、「製材の日本農林規格」における「材面の品質」に関する等級区分のなかから、本論稿に関わりがあると判断した11項目を抜粋して一覧表にし、内容の比較検討をおこなった。本論稿では紙面の都合上、表の掲載は割愛する。「材面の品質」には節、丸身⁵の有無、腐朽や虫穴、割れ、曲がりといった、木材の加工性に関わる条件が設定されているが、製材の性質によって条件の微細な増減がみられる。また、等級の区分名称にも若干の差異があり、「構造用製材」「下地用製材」「広葉樹製材」においては、「1級」「2級」、あるいは「特級」といった単簡な語句による区分がなされているが、「造作用製材」では「無節」「上小節」「小節」「並」という節に特化した語句により区分されている。建築用語において「造作」とは、天井や床、敷居や階段等の仕上げを意味しているという⁶。「広葉樹製材」もフローリングや腰板等の装飾的要素を兼ねた部位で使用される頻度が高い木材であるが、広葉樹の材面には針葉樹のような節の出現はほとんどみられない。これらのことから、一般材の材面において節の有無が重要視されていることが読み取れるが、仕上げ材として使用される木材においてよりその傾向が強いことがうかがえる。

また全製材種に共通して、節や割れに関する項目では等級ごとにパーセンテージや数量を用いた明瞭かつ詳細な範囲が示されていることに対し、そりやねじれ、欠けや傷、変色等の項目において「軽微なこと」「顕著でないこと」あるいは「利用上支障のないこと」といった曖昧な表現がみられる。これらの項目は木材の使用環境や気候の変化の影響が大きく、変動性の高い性質であるため、詳細に提示することは極めて困難であると推測する。また、もともと木材が自然素材であり、二つとして同じものが存在しないことから、曖昧な表現も妥当であるように感じられる。そうすると、節や割れに関する項目が明確な数値で表示されていることにかえて違和感を覚え、銘木に限らず木材自体が曖昧性の強い性質を持つことがみえてくる。そして木材に規格を設定するという事は、あえて曖昧性を包括するために秩序立った基準を与えているとも考えられる。

1-2. 銘木に言及する「素材の日本農林規格」⁷

前項で述べたように、「製材の日本農林規格」では冒頭に一般材にのみ適応されることが明記されており、銘木に関する記述は見当たらない。しかし材面の審美性に関わるとも捉えられる節の有無が重要視されていることや、機能面よりも外観に関わるであろう傷や変色等の項目がみられることから、銘木に規格が存在する可能性はまだ皆無とはいえない。そこでさらに銘木に関する規格を探ったところ、「素材の日本農林規格」にて以下のような記載がみられた。

(適用の範囲)

第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材(丸太及びそま角⁸をいう。以下同じ。)及び電柱の用に供される丸太に適用する。

- (1) 銘木類
- (2) 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの
- (3) 腐れその他の欠点により利用できない部分とその材積の50%を占めるもの

ここでも銘木は、利用価値が極めて低いものや材積の大半が腐れ等で利用できないものと並び規格からの除外対象となっている。「素材の日本農林規格」は、主に丸太の状態の木材に対して定められたものであり、「製材の日本農林規格」と同様に木材品質の等級基準が示されている。これによって、日本農林規格の木材に関する規定のいずれにおいても、銘木が適用範囲から外されていることが明らかとなった。さらに第2条において、それぞれの用語の定義について述べられているが、銘木は以下のように示されている。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

…… (中略) ……

銘木類 次に掲げる素材をいう。

- 1 材質又は形状が極めてまれであるもの
- 2 材質が極めて優れているもの
- 3 鑑賞価値が極めて優れているもの
- 4 1から3までに掲げる部分を含んでいるもの

「極めてまれ」や「極めて優れている」といった表現からは、判断基準を明確に示すことの

できない曖昧さが認められる。一般材に対しては、判断基準が曖昧と思われる項目であっても、何らかの表現を用いて規格設定されているが、銘木に至っては規格の適用範囲にさえ入っていないことから、日本農林規格における木材の審美性に関わるとも捉えられる項目は、あくまでも木材としての強度や機能性等の観点から判断されていることが示唆される。従って銘木がわざわざ除外されているということは、一般材との区別に感性や芸術性の観点による審美性に関わるものとする根拠とみなすことができるのではないだろうか。

1-3. 銘木と一般材の流通形態

現在、一般材は材木店、材木商と呼ばれる専門業者や商店によって販売され、銘木は銘木店、銘木商とよばれる専門家や専門店によって取り扱われ市場が形成されている。両者はそれぞれ専用の市や組合に属し、その中で購買権利を所有している。そこで月1～2回程度で開催されている市において競り落とした木材を、製材あるいは加工し販売するという商売の形態は両者に共通しているものとみられる。販売先はどちらも工務店や製造業者等が大半を占めている。

しかし近年、一般材に関しては、ホームセンター等での販売や合板の普及など、時代に伴った変化も見受けられる。対して銘木は、小売店に商品が卸されるという形態は取られておらず、工務店や大工、木工関係者等に直接販売する形態を保持している。これは銘木が樹木の個体差に合わせて個々に製材され、様々に異なる樹種や用途に合わせ、個別の対応が必要であることが大きな原因である。そのため銘木商と購買者との信頼関係は重要なものとなり、それらが造形物にまで影響を及ぼすことも少なくないと考えられる。近年はホームセンターやクラフト店等にて、銘木と謳われた樹種等が不明な木材がみられることもあるが、筆者が木工芸に関わってきた中で得た知見から判断すると、銘木商の扱う木材とそれらとの差異は明らかである。銘木の捉え方の変容、あるいは世間における認識の低さによる影響とも捉えられ、実態の追究の必要性を感じているが、本論稿においては、銘木商が取り扱うものを銘木と捉え論じることとする。

一般材木商と銘木商の性質の違いが顕著なものひとつに、大阪府摂津市鳥飼銘木町があげられる。町全体が〈銘木団地〉と呼ばれ、銘木商ばかりが軒を連ねている。1977年刊行の大阪銘木協同組合の創立30周年記念誌『栄光の年輪』⁹によると、店舗数79棟との記載がみられる。おそらく当時は銘木需要量も多く、銘木団地の規模も近年よりも大きかったことが推察され、79棟もの同業店舗が集まる街の存在は、銘木商の特殊性をあらわしているように感じられる。もっとも近年では、銘木需要の減少等に伴う変化がみられ、2016年に筆者が鳥飼銘木町の銘木団地を訪問した際、営業を続けている店舗は20棟ほどに減ったうえに、銘木以外の商品を取り扱う店舗もあった。また、銘木商への聞き取り調査において、かつて銘木商は一

般の人々から「敷居が高い」というイメージを持たれており、実際に一般消費者への販売は皆無といえる状況であったが、近年では反対に、一般消費者への販売に力をそそぐ業者も少なくないという意見も聞かれた。銘木においてもこのような時代に伴う変化はみられる。しかし筆者には銘木商の独自性や特殊性はいまだ持続しているものと感じられる。

第一章では、銘木と一般材の相違点について検証をおこなってきたが、日本農林規格においては一般材には規定が定められ、銘木は適用範囲から除外されるという、明確な違いが示されていた。

しかし一般材の規格の設定基準においても感じられる曖昧性は、木材全般にあてはまる自然素材ならではの特性と捉えることもできる。また、一般材木商と銘木商の比較においては、銘木商には独自性ともいえる性質が備わっている様子が見受けられるが、それらが一般材と銘木の性質上の相違点を明確に示しているとは言い難いため、次章において一般材と銘木の性質上の境界線を探る。



図1 銘木商の店内の様子（鳥飼銘木町にて筆者撮影2017）

2. 銘木と一般材の境界線

2-1. 銘木の範囲と識別基準

茶道具に〈銘〉を付けることを目片宗弘は「優れた」、つまり他より抜きん出ている茶道具が与える独自の美の印象を、ふさわしい言葉で置き換えること」と述べている¹⁰。このような観点を木材に置き換えてみると、銘木は一般材よりも優れ、独自の美の印象をもつ木材を指すと考えて支障ないように思われるが、どのような点で優れているのか、またそれがどの程度抜きん出ているならば銘木とみなされるのか、判断する項目の範囲と境界線が不明である。

銘木に関する文献においても、銘木の範囲を示す難解さについての言及がみられる。『数寄屋建築集成 銘木集』¹¹のなかの且原純夫の論述によると、1941年、第二次世界大戦の軍需材とするために木材統制法¹²が施行された。その際に、銘木を統制から外すため、銘木の範囲を明確にする必要に迫られ次のように定めたという¹³。

①天井板②落掛③床柱④幅広板⑤脇板、ランマ板および雲板⑥障子板⑦杉盤⑧杉良木⑨杉特殊丸立材⑩松栴特殊丸立材⑪檜板特殊丸立材⑫松栴の空盤、桎盤および挽角⑬檜の空盤および桎盤⑭桐の盤、割材、空板、桎板落掛および床柱⑮肥松の地板および棚板⑯樺の空盤⑰樺の空板⑱楠、牛樟木および楠空盤並びに空板⑲桑の盤および棚板⑳桑の素材㉑アララギの空盤および空板㉒アララギの素材㉓柘および楓の空板、空盤並びに空割材㉔柘お

よび楓の素材②⑤ケンボ梨の空盤、空板及び割材②⑥黒柿および縞柿丸太②⑦奇木、変木および各種皮付並びに磨丸太類②⑧北山産磨丸太類②⑨吉野産磨丸太類

これらの銘木の範囲について、且原はまず「銘木業の利権擁護の側面が伺われる」と述べている。そして「銘木というものがたんに樹種や木材の状態一般にあるばかりでなく、用途の定義を含めざるを得ず、一般木材との区別の境界は不明瞭なままに決められていることが知られる」と意見している¹⁴。確かにこの銘木の範囲からは、銘木商が取り扱う商品を統制から外す目的の為に、急場しのぎに列挙したような印象を受けなくもない。そして銘木の範囲を定めるために作成した定義が、かえって範囲を複雑化させているようにも感じられる。本論稿においては木材統制法の詳細な内容等は割愛するが、制定当時の銘木業界の混乱ぶりは、銘木商である鈴木巳之助の著書において、銘木組合の役員が学識経験者と共に〈銘木識別委員会〉なるものを急遽構成し一応の定義を作ったこと、しかしその定義は木の鑑別にとっては大した意味を持たないとする鈴木への考えが述べられている¹⁵。事実、そのわずか2年後の統制廃止に伴い、定義も必要なくなったようである。このことから、この銘木の範囲に関しては、商品としての銘木の大きな概要を示すにとどまり、木材のなかの具体的な銘木の範囲は示されていないことがわかる。ここに筆者は、むしろ曖昧性を保持しようとする意図さえ感じるのである。

木材統制法が廃止になった1948年、価格に対する統制を無効にする為、再度一般材と銘木の区別を示す必要性が出てきた。且原によるとその際、各都道府県に「銘木識別委員会」が設置され、銘木の識別基準は新たに、以下のように制定されたという¹³。

伝統的位置に特殊な撫育経営状態によって育成された老齢木、または個立木で一般木材とは品位を著しく異にする、稀木、老木、変木、社寺木、由緒木、古損木、珍木等であつて、その優美な色彩光沢、その他木質において優雅な特質性を備えた美しい空目（木材工業的特別例、笹空、ウズラ空、中空、蟹空、如輪空、縮空、葡萄空等）柾目（木材工業的特別例、糸柾、荒柾）等の雅致ある趣味的建築用材、美術工芸用材を取材し得るもの、およびその製造品並びに特別な趣味的加工をほどこしたものをいう。

この新しい銘木の識別基準（1948年作成）と前出の木材統制法制定の際の銘木の範囲（1946年作成）とを比較すると、表現が抽象的になり、具体的な空目の名称等はあげられているものの、むしろ曖昧性が増しているとも捉えられる。しかし、且原は『銘木史』¹⁶のなかの論説において、「この銘木の識別基準は現在も全国銘木連合会において銘木の定義とされている」と指摘している。1948年から『銘木史』刊行の1986年、さらには現代にいたるまで、新

たな類似の制定や基準が設けられた様子は見受けられない。従って、現代において尚、銘木の曖昧性が持続していると捉えることができる。

戦時中の木材統制の対応策として定められた銘木の範囲や識別基準からは、銘木が社会情勢等によって、本来の概念とは異なる要素を含みながら性質や意味合いを変容させていった経緯が示唆される。そしてそのような変容には、識別委員会等の形態で銘木商が大きく関わってきたことが明らかになったといえるが、一般材と銘木の境界線に関しては依然として不明瞭なままである。

2-2. 銘木と一般材の関係性

筆者は、木材が銘木とみなされる根拠に立ち返り、銘木の本質を捉えれば、一般材との境界線を何らかの形で視覚化できるものとする。それぞれ重複する部分があり、明解な線引きは困難であると考えられるのだが、本論稿では木材の価値に論点を置き、あえてその相関性を図式化し図2に示す。

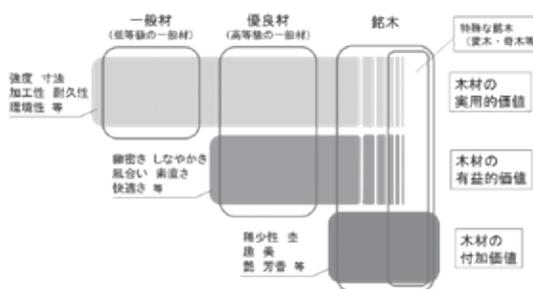


図2 木材の質と価値の関係性（筆者作成2017）

一般材と銘木、そして一般材のなかでも等級の高いものを優良材として横方向に並べ、その区別に関わる価値の性質を縦方向にあらわした。一般材には、建築や木工品等の構造を支える為の強度や耐久性等、木材が通常保持している実用的な価値が備わっている。さらに優良材は、実用的価値が備わっていることは当然として、有益的な価値が加わった木材であることを示している。そして銘木は、木材としての実用的価値、有益価値のいずれも備わったうえ、何らかの付加価値を有しているもの、あるいは、実用的価値や有益価値がさほど認められないにもかかわらず、付加価値を有するもののいずれかであるとする。

銘木と一般材の境界線は、図2のように、一般材、優良材、銘木が保有する価値を分析することによって、ある程度明確に示されたように思われる。次章において、それぞれの価値をさらに分析し考察する。

3. 木材の価値

3-1. 木材の実用的価値と有益価値

図2の上段に示す木材の実用的価値とは、建造物や家具等の構造を支える強度やそれに見合った寸法、刃物等による加工性の良さ等、木材として通常備わっているべき価値を指す。他

素材と比較した際に、木材に顕著にみられる性質、あるいは木材の物質的な価値とも言い換えられるだろう。中段に示す木材の有益価値とは、造形物を構成するにあたり直接的に深く関わることはないが、それが備わっていることによって、製作者の作業上の効率や完成された造形物の質が向上される傾向の強い条件を指す。例えば、木理の緻密さや、肌触りの良さ、しなやかさ等があげられ、それらは造形の可能性を広げる利点がある。これらは木材の長所そのものともいえることから、実用的価値と有益価値は延長線上にあり、同系統の性質を持つものであるとも考えられる。

3-2. 銘木の付加価値

図2で示すように、銘木のみが付加価値を有していると考える。木材における付加価値とは、稀少性や空の有無、趣や美しさといった、機能性の面では有効ではない価値を指す。奇木や変木等の特殊な銘木は、機能性にかかわる実用的価値や有益価値があまり認められないか、ほとんど認められないにもかかわらず付加価値を有していると考えられる。付加価値の有無や程度が木材の価値を決定づけ、価格の上下に繋がっている。銘木には規格が存在しないため、価格設定は取り扱う銘木商に委ねられる傾向が強い。極端な例をあげると、同じ銘木材に対してAという銘木商とBという銘木商で大幅に異なる価格がつけられることも少なくない。つまり銘木商は、木材の付加価値を見極めると同時に、付加価値を設定するという役割を持っているといえるのではないだろうか。木材の実用的価値や有益価値においては、第一章で調査した規格等に基づき分類することも可能なため、大きく差が生じるということは考えにくい。木材の付加価値には、もちろんある程度の尺度は存在するが、個人の嗜好や価値観の違いの影響も大きくそれらに統一性がない。銘木は素材であると同時に、美術品や骨董品と同様の性格を持ち、銘木商は美術商や鑑定士のような役割を果たしているとも考えられる。

4. 銘木のブランディングとその性質に関する検討

銘木という概念の発祥は明らかではないが1500年代の戦国時代から安土桃山時代にかけて起こった茶室や、数寄屋造りと呼ばれる建築の様式と深い関わりを持つようである。歴史的な銘木概念の探究は今後の課題とし、本論稿では関係性を示すに留めるが、北尾春道¹⁷や中村昌生¹¹等の茶室や数寄屋建築を専門とした研究者が、銘木に関する論稿も執筆していることから、銘木とそれらの繋がりが深いことが推察される。このようなことから、銘木がかつては一部の文化人や著名人の間で重用され、一般的なものではなかったことが示唆される。しかし近代になり、徐々に一般住宅等においても使用されるようになるに従って、価値や価格に対する人々の関心が強くなっていったものと推察される。つまり、元来の銘木というものの本質は、

時代や社会情勢と共に微妙に変容し、現代においては銘木商が銘木の価値判断、あるいは付加価値そのものを設定しているという側面がみえてくる。そして〈銘木〉そのものがひとつのブランドであるという捉え方もできるのではないだろうか。銘木には複雑な空が材面にあらわれ、視覚的に特殊性を率直に感じ取れるものもあれば、針葉樹の柾目など、素人にはその価値の正確な理解が困難なものもある。銘木の判断には〈目利き〉が必要であることは多くの銘木商の意見にあらわれていたが、この〈目利き〉自体が特殊な技能であり、銘木の特性そのものと捉えることもできるだろう。

一方で、銘木商に委ねられる傾向の強い銘木であっても、その付加価値がある程度の共通の概念として普及し認識されなければ、商品として成立しなかったはずである。銘木商は時代の流行や社会情勢を踏まえながら、木材の価値を引き出すと共に、素材を超越した価値観を強調してきた。その価値観に感覚的で曖昧な要素が多く含まれているため、銘木の神秘性や非日常性が増し、人々に憧憬のような感覚を抱かせているように感じられる。このようなことが銘木商による銘木のブランディング効果と考えられる要因である。

以上のような観点と、筆者が銘木商への聞き取りから得た知見と木工家としての経験に基づき、銘木の特性とブランディングの要因を合わせて分類を試みたところ、現時点において五つの項目が導き出された。以下に例を交えながら示す。

4-1. 審美性 ― 五感的要因

銘木の付加価値として最も重要視され、かつわかりやすいものが審美性であると考え。第一章にて、日本農林規格の調査から一般材との相違点を探った際、銘木には感性や芸術性の観点による審美性が求められていることが導きだされたが、そのような審美性の具体的な特徴として〈空^{もく}〉があげられる。空については別の論稿にて詳細に述べているが³、樹木を年輪に対して垂直方向に伐り出すことによってあらわれる木目のなかで複雑な形状のものを指す。北尾春道は「所詮銘木としての真価はこの空の持つ様々な紋様が装飾的価値を大きくならしめているのである。」¹⁸としている。空の形状は紋様や植物等に見立て、玉空^{たまもく}（図3）、如輪空^{じょりんもく}、縮緬空^{ちりめんもく}、葡萄空^{ぶどうもく}等と名づけられており、空が銘木の付加価値のひとつとして重視されていることがわかる。特に近代の木工芸作品において、作品の質を決定づけるほどの強い影響力を感じさせる。また、単に造形物の素材としてではなく、銘木の空や色艶そのものを鑑賞することを目的とした購買者も存在する。



図3 櫟材にあらわれた玉空
(筆者撮影2017)
材面に光沢があり、みる角度によって表情を変化させる

4-2. 稀少性 — 自然的要因

筆者が2016年に実施した銘木商へのアンケート調査において、銘木の定義に関する質問への回答の大多数で、銘木の稀少性があげられていた。銘木の稀少性を示す顕著な例として黒柿をあげる。柿材には、極めて低い確率で芯材付近に黒い縞空や、真黒と称される一面黒く変色したものが出現するが、それらを総称して黒柿という。黒柿の出現は何千本に一本、何万本に一本とも言われ稀少価値が高い。通常の柿材は素材としての価値が低く、「柿の木ほどその木によって、価格の差のはげしいものもみない。」¹⁹という銘木商の意見も聞かれる。また、多くの銘木と呼ばれる木材は、高樹齢の大木を原材料とする場合が多い。若いものでも樹齢百年を越し、千年単位のものもある。このような高樹齢の大木は稀少性が高いといえるが、枯渇や樹洞と呼ばれる空洞によって木材としての使用が困難になることも少なくないことから、さらに稀少性は高まるといえる。また得難いものを欲する心理は万人に共通することからも、稀少性が重視され強調されてきたのではないかと考える。

4-3. 地域性 — 風土的要因

銘木にも、産地による価値の差異が存在する。主に松、杉、桧の針葉樹にその傾向が強くみられ、木曾檜や屋久杉等が例としてあげられる。木曾檜は伊勢神宮等の建材として、屋久杉は千年単位の際立った高樹齢等の要因が、地域限定のブランド性を高めていると考えられ、現代においては木材としての特性よりも〈伊



図4 杉材にみる産地による材面の特徴の違い
鶉空がみられる屋久杉(左)と材面が白っぽい秋田杉(右)、(筆者撮影2017)

勢神宮〉や〈屋久島〉がマスメディアを通して世間に知られ人気を博したことによって木曾檜や屋久杉の価値がさらに高まっているように感じられる。いずれも特定の土地の特徴的な風土においてのみ育成される性質を持つ。

木材としての特徴の差異は、専門的な見識なしでは理解が困難なものもあるが、風土の特徴がわかりやすく反映された材面を示すものもある。図4ではその一例として、屋久杉と秋田杉を比較し示している。屋久杉にのみあらわれるとされている鶉空^{うずらもく}は、独特の雰囲気を持つ。そして秋田杉は全般的に、他の地方の杉よりも木肌が白っぽいことが特徴とされている。同じ杉材であっても材面の雰囲気が異なり、消費者の興味を引いていることが推察される。

4-4. 畏敬性 ― 精神的要因

本論稿の冒頭にあげた小原二郎による「木の文化」¹の概念において、木材は人間にとって非常に身近な素材とされている。しかし近年では、様々な種類の合板や成形板が開発され、プラスチックに木目をプリントした素材まで出現しており、木材の示す範囲も不明瞭である。しかし人間は依然として、生きた樹木の生命力を敬い感嘆する心情を持続させているように思われる。

銘木には〈名木〉と表記されるものがある。本研究においては、この名木は主に立木をあらわし、〈銘木〉が木材の形状を表すものとして論じている。立木である名木は、寺社の境内のご神木や古い伝説等が残る霊木等がそれにあたる。つまり、まだ生きている樹木が名木であり、銘木は樹木としての生命を終えた状態といえるのだが、銘木には人間の寿命よりも遥かに長い年月を生き抜いてきた証しが空や木肌に刻みこまれており、名木と同様の生命力や神秘性が備わっているように感じられるのであろう。このように、銘木の付加価値には言葉では明確に表現できない感覚的なものが存在していると考えられる。

4-5. 慣習性 ― 形式的要因

銘木の価値には、木材としての本質よりも、使用場所やその意味が重要視される性質もある。本章のはじめに、銘木の概念の発祥に触れたが、銘木商の起こりについても現時点では定かではないのだが、もともと〈丸太屋〉と呼ばれ、主に床柱となる丸太ばかりを扱っていた店が明治頃から〈銘木屋〉と呼ばれるようになったという記述が見られる²⁰。このことから、現代の銘木の概念が、床柱を軸として形成されてきた可能性が推察される。しかし現在では、床の間等の空間は減少し、床柱用の丸太が、一般住宅や店舗等において装飾的に用いられているような場面も見られる。これらは丸太の形状や意匠性が着目された使用であることがわかるが、床柱としての慣習性を利用し、使用者や鑑賞者に伝統的な文化の一端を感じさせる演出効果も感じられる。床の間周辺で形式的に用いられてきた銘木は、その形式が失われた状況にあっても、床の間空間が放つ荘厳さや神聖さを感じさせる要素を持続させているように思われる。



図5 加工を施された床柱（筆者撮影2017）
床柱の価値設定には、銘木の形式的要因が感じられる

5. 考察

銘木は、その視覚的な様子や商取引形態にいたるまで、様々な特徴を持つ。それらは木材の

なかでも異質な存在として区分されてきた。しかし曖昧さが様々な側面につきまとい、定義や価値の判断が困難であることも大きな特徴としてあげられてきた。

本論稿では、銘木を一般材と比較し、その相違点や境界線を探った。また、銘木商による価値判断をブランディングと捉える観点についても同様に追及し論じた。一般材との比較として日本農林規格を調査し、木材の品質規定等について分析するなかで、銘木には明確な規定は存在しないことが明らかとなった。また、戦中に制定された木材統制法に関連した、銘木の範囲や定義を示した文言の分析からは、これまでに銘木の判断基準の明確化が何度も試みられてきたことが判明したものの、いずれも矛盾点や曖昧性を含んでおり、これらが銘木の定義をさらに複雑化させたとも考えられる。そこで筆者は、木材としての一般材、優良材、銘木それぞれの価値の性質を分析し、それらの関係性の図式化を試み、銘木と一般材の相違点として、付加価値の有無を示した。これにより、ある程度明確な銘木の解釈を得ることが出来たように感じているが、それらは銘木と一般材のそれぞれが有する価値の性質を理解するに留まり、その設定や判断基準の明確化には至っていないため、今後の課題とする。また、銘木商によるブランディングの観点をそれぞれの性質と要因で分類し示したが、銘木概念と茶室や数寄屋建築との関連性を明らかにする必要性が生じてきたため、これらも今後の研究の課題とする。

木材は樹木を伐り出し製材するという、製造過程の非常に簡潔な素材である。しかし樹木としての個体差や多数存在する樹種の特徴によって、分割面や切削方法を臨機応変させなければならない複雑性を持っている。そしてそこからあらわれた材面の様子の差異によって、様々な価値を見出し、造形物に付加価値を与えるものが銘木であると考え。しかし、本論稿においては、銘木と一般材との比較調査をおこなうことで、素材としての特性だけでなく、様々な点で両者を分離しようとする働きが存在することが感じられた。そしてその分離に最も関わってきたのが銘木商であることから、銘木が銘木商によってブランディングされた性質を有するという論旨は、概ねで適当であったと考える。また銘木商の存在自体が、銘木というブランドの一部と捉えることも可能であるように思われる。今後の研究によってそれらの信憑性を深めることが重要であると考えている。

注および参考文献

- 1 小原二郎『日本人と木の文化』1983、本田財団
- 2 成田寿一郎『日本の木・世界の木』1984、日本建材新聞社
- 3 岡田（泊里）涼子「現代における銘木の存在とその意義の模索——定義の明確化の試みと銘木商・製作者への聞き取り調査から——」2017、武庫川女子大学生活環境学部生活環境学科教育研究誌

- 4 製材の日本農林規格 制定：平成19年（2007）8月29日農林水産省告示第1083号，最終改正：平成25年（2013）6月12日農林水産省告示第1920号（<http://www.maff.go.jp/> 2018.1 参照）
- 5 丸身：そま角と製材品で，その縁にのこやかんなにかからない樹幹のはだ面が残っているもの／日本材料学会木質材料部門委員会編『木材工学辞典』1982，工業出版 p. 611
- 6 社団法人日本建築学会編『建築学用語辞典』1998，岩波書店 p. 414
- 7 素材の日本農林規格 全部改正：平成19年（2007）8月21日農林水産省告示第1052号，確認：平成24年（2012）3月28日農林水産省告示第1037号，最終確認：平成28年（2016）8月30日農林水産省告示第1641号（<http://www.maff.go.jp/> 2018.1 参照）
- 8 そま角：丸太の四材面をおのなどで削り粗角状に仕上げたもの／参考文献6 p. 243
- 9 創立30周年記念誌編纂委員会編『栄光の年輪』1977，大阪銘木協同組合 p. 91
- 10 目片宗弘『茶道具の銘のはなし』2014，淡交社 p. 4
- 11 中村昌生編『数寄屋建築集成 銘木集』1986，小学館
- 12 木材統制法 制定：昭和16年（1941）3月13日法律第66号，廃止：昭和21年（1946）10月10日法律第35号
- 13 参考文献12 p. 124
- 14 且原純夫「銘木の樹種と特色」1986，参考文献10 p. 123-136
- 15 鈴木巳之助『銘木の味』1972，林材新聞社出版局 p. 88
- 16 銘木史編集委員会編『銘木史』1986，全国銘木連合会 p. 63
- 17 北尾春道『銘木大観』1955，城南書院
- 18 参考文献17 p. 55
- 19 参考文献15 p. 71
- 20 参考文献15 p. 202